

議案第80号

工事請負契約（土砂災害特別警戒区域（急傾斜地）対策工事（その5））の変更について

資料1 変更内容及び理由について

1 変更経緯

崩壊土砂防護柵工において、現地の状況を踏まえて防護柵の設置延長を減とする一方、施工業者との協議により作業構台工の追加変更やそれに伴う樹木伐採や処分の追加、防護柵の支柱建注に必要な削孔工法の一部変更、更に学校関係者との協議により交通誘導員の増員などが必要となったことから、変更契約を行う。

（当初請負額 198,000,000 円、第1回変更請負額 217,024,500 円、19,024,500 円の増額）

2 変更内容及び理由

（1）防護柵工の変更（12,162 千円増）

① 1 工区防護柵の減（43m→27m）（6,266 千円減）

樹木伐採を行い現地の状況を確認したところ、斜面高さが低く、崩壊土砂の発生要因や影響が見受けられないと判明したため、不要な箇所での防護柵設置を取り止め、設置延長を 16m 減とする。【別添 1】

② 作業構台幅の変更及び運搬路追加に伴う作業構台工の増（3,180 空 m<sup>3</sup>→4,410 空 m<sup>3</sup>）（8,715 千円増）

作業構台工において、当初設計において作業面の幅を土木工事数量算出要領（案）に則り 4.5m で計画していたが、使用機械の離合や作業員の通行を考慮すると作業面の幅 5.0m が必要と判明し、更に 2 工区及び 3、4 工区への使用機材、材料の運搬に新たな運搬路の設置などが必要になったことから、1,230 空 m<sup>3</sup> 増を行う。

【別添 1】

③ 樹木伐採・処分の増（0 本→372 本）（3,937 千円増）

上記の作業構台工の変更に伴い、新たに 372 本の樹木伐採や処分が必要となったことから追加を行う。

④ 2 工区防護柵の支柱建注に必要な削孔工法の変更（5,776 千円増）

防護柵の支柱建注において、他の工区と比べ高い位置での作業となり、当初予定していた他の工区と同じ使用機材の設置ができないと判断したため、使用機材を見直し、工法変更を行う。【別添 2】

（2）交通誘導員の増（644 人→760 人）（1,878 千円増）

工事による影響で来客等駐車場が運動場に仮移設となり、通行ルート上、子どもたちの動線と重なることから、学校関係者との協議により雨天等による現場休止日においても交通誘導員の配置が必要と判断したため、追加変更などの増工工事分を含めて 116 人増を行う。

(3) その他の変更 (4,985 千円増)

① 法面側溝清掃工の追加 (0m→300m) (4,455 千円増)

既設の法面側溝において、土砂や落葉等が堆積し排水機能が低下しており、機能回復のために清掃工を追加する。【別添 1】

② その他雑工事の変更 (530 千円増)

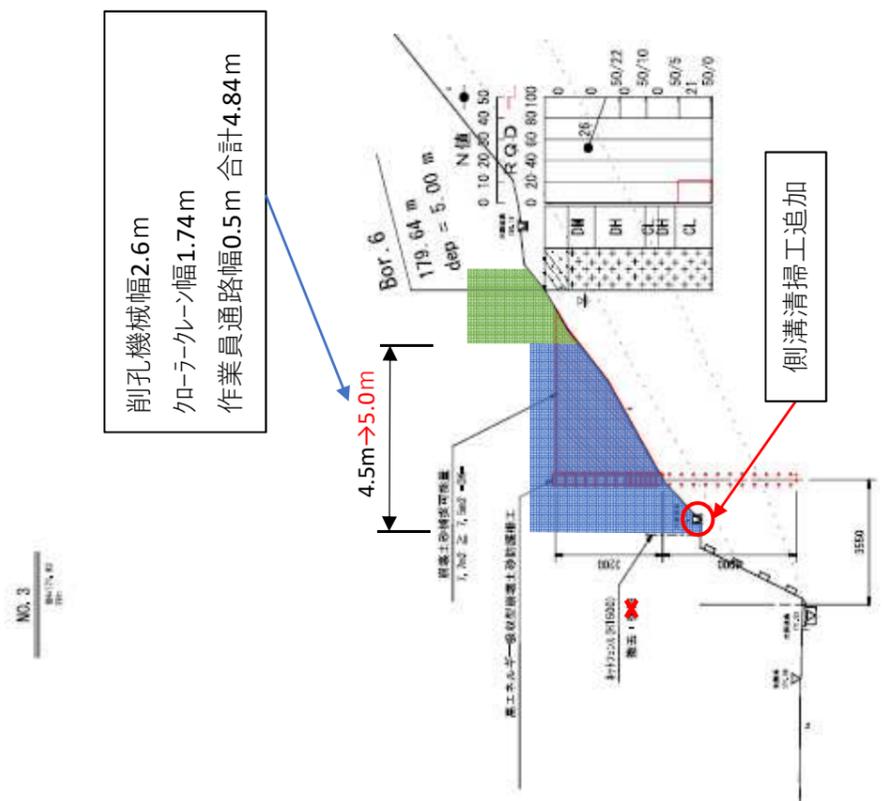
現地の状況や施工業者との協議を踏まえて、変更を行う。

(フェンス復旧工の取り止め、仮設通路設置工の見直し等による増)

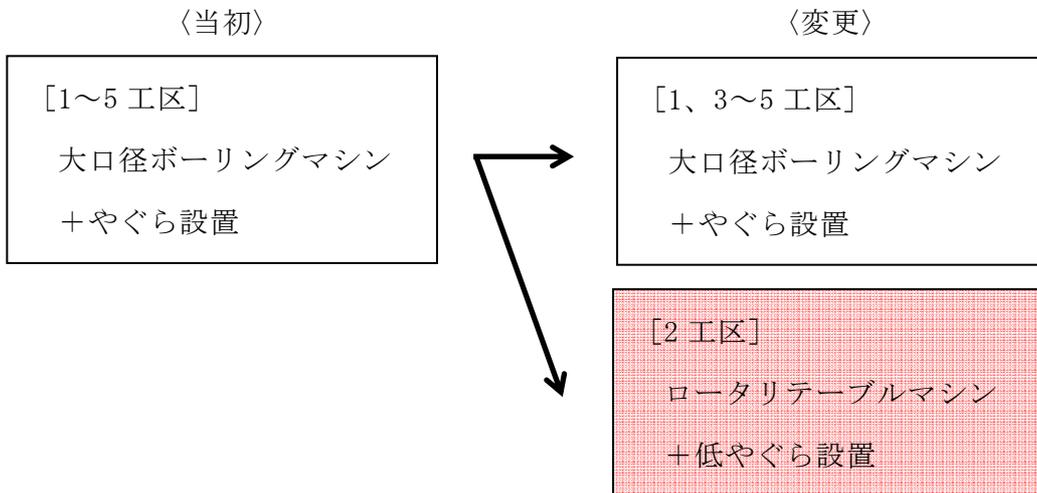
平面図



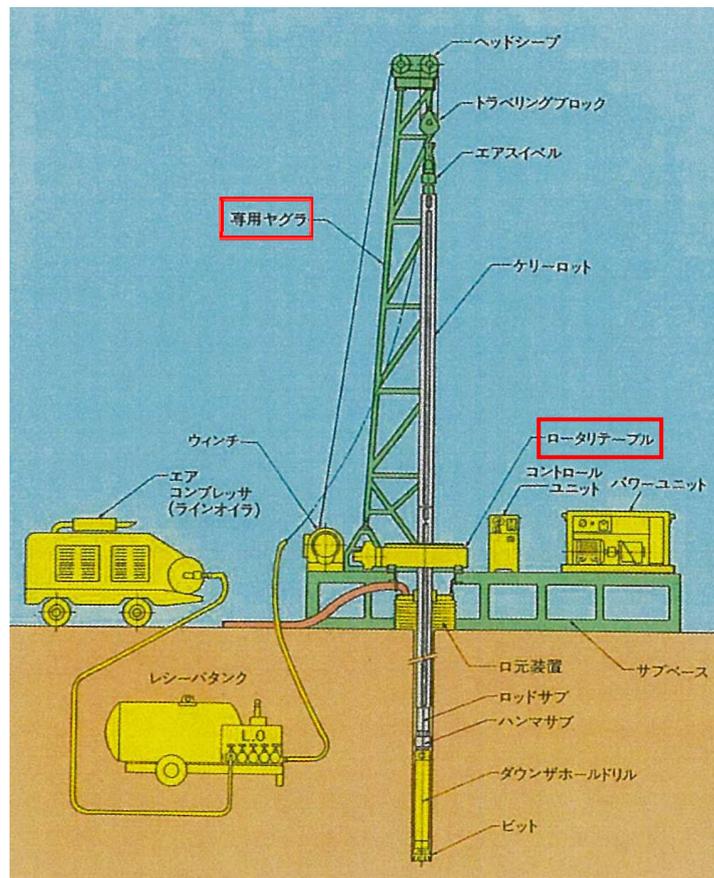
標準横断面図



2 工区の削孔工法の変更について



2 工区の工法概念図



※鉦研工業株式会社 RTPシリーズのカタログから引用